

大分工業高等専門学校障害等を有する学生の合理的配慮に関する基本方針

校長裁定
令和 8年 1月13日

この基本方針は、大分高専で取り組む障害のある学生への支援に関して、その基本となる方針を内外に示し、本校における障害学生支援の推進に資することを目的とします。

1. 目的

大分工業高等専門学校（以下「本校」という。）では、差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）、発達障害者支援法、及び独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領（令和6年3月31日理事長裁定）を基本としてすべての学生及び教職員が、障害のある学生が教育を受けるうえで直面する様々な障害を軽減し、障害者差別解消法に基づきすべての学生が公平に教育を受けられる機会を確保し、支援することを目的としています。

2. 基本方針

本校教職員は、本基本方針に基づき、障害のある学生への不当な差別的扱いを決して行わず、本校の運営にとって過重な負担とならない限りにおいて、合理的な配慮を提供します。

- ・ 障害のある学生が、障害のない学生と平等かつ公平に教育及び研究に参加できるよう、学生からの要請に基づき、建設的対話と調整を行い個々のニーズに合わせて合理的配慮を提供します。
 - ・ 障害のある学生が、自立的に社会で活躍できるよう、その修学を支援するために必要な体制及び環境の整備に努めます。
 - ・ すべての学生及び教職員に対して障害のある学生の支援について理解と啓発に努めます。
- * この基本方針における合理的配慮とは、障害のある学生が他の学生との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないものを指します。
- * 学生本人からの要請が困難な場合は保護者からの相談も受け付けます。

3. 学生の受け入れについて

3-1 入学者選抜に関する合理的配慮の提供等について

入学者選抜において障害等を理由とした合理的配慮の提供を希望する者は本校学生課教育支援係までご相談ください。詳細は、学生募集要項「入学者選抜に関する合理的配慮の提供について」に明記しております。なお、入学者選抜における合理的配慮の提供には準備に時間を要することもあるため、早めにご相談ください。

3-2 学生寮 入寮生受け入れについて

学生寮は、「男子寮」及び「女子寮」が設置されていますが、この寮は施設の対応可能な範囲を考慮して、生物学上の区分で入寮を受け入れます。

4. 入学後の支援について

4-1 合理的配慮の提供について

障害などを有する学生が他の学生と同等の教育を受けることができるよう修学機会の確保と支援内容及び方法の充実に努めます。

合理的配慮は、障害などを有する学生が他の学生と同等の教育を受ける権利を十全に保障するために、障害などを有する学生本人又は保護者からの配慮要請と根拠資料により提供されます。配慮の対象は以下のとおりです。

- (1) 障害及び疾病など身体障害、発達障害、精神障害又はその他の心身の機能の障害を含み、当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態
- (2) 社会的障壁　日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

4-2 合理的配慮内容の合意形成

学生本人又は保護者からの合理的配慮の申請に基づき、修学に関する合理的配慮の内容・方法の検討を開始します。学生本人の要望を充分に聞き、他の学生と同等に授業等の教育活動や寮での活動等に参加できるように、学生本人と本校関係者の共通理解及び合意の上で配慮内容を決定します。また、必要に応じて、両者の合意の下で配慮内容を見直します。

4-3 配慮の提供に関する体制

本校教職員との合理的配慮の提供に関する相談・支援を検討する部署を設置し、個々の学生の事案に対応できるよう、各学科、事務などの学内部署が連携を図り、障害を有する学生の修学の合理的配慮の充実に努めます。

4-4 啓発・啓蒙

障害などを理由とする差別の解消の推進を図るため、構成員に対し、必要な研修及び啓発を行います。

4-5 相談窓口

すべての組織と教職員が連携して、障害のある学生及び障害のある入学志願者の支援を実施及び調整することとし、障害のある学生及び障害のある入学志願者、志願者の保護者並びにその他関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口を、次に掲げるとおりとします。

- (1) 学生支援センター（学生相談室、保健室）
- (2) 学生寮
- (3) 担任
- (4) 入学志願者においては学生課教育支援係

5. 施設について

障害のある学生が安全かつ円滑に本校での教育活動に参加できるよう、障害のある学生一人ひとりの声を積極的に聴き取り、本校の運営にとって過重な負担とならない限りにおいて修学環境の整備に努めます。